療 担規則及び薬担規則並 びに 療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件

厚生労働省告示第四百二号

び 部 省 険 療 告示 に 薬 を次 の 保 確 療 局 険 の 保に 及 担 第十四号) 医 基 び 表 療 . 関 保 準に基づき厚 機関及び の ように する法 険 薬 第十九条第一 剤 保 . 改 正 律の規定に 師 険医 療 生労 Ų 養担当規 療 働 令和三年十二月十日から適 養担当規 による 大 項本文及び第三十一条本文の 臣 則 **療** が 定め 昭和三十二年厚生省令第十六号) 則 養の給付等の る掲 昭和三十二年厚生省令第十五号) 示 事 項 等 取扱い及び担当に関する基準 (昭和 用す 平 成十 る。 規定に基づき、 八 年厚生労働省告示第百七号)の一 第九条本文並 第十九条第 療 担 規 則及 び び 五 に) 薬 担 干 項 高 本文、 八 龄 規 年 T 者 則 厚 の 保 並 生 医

令和三年十二月九日

厚生労働大臣 後藤 茂之

改 正 後	数 II
別表第2	別表第2
第1部~第8部 (略)	第1部~第8部 (略)
<u>第9部 追 補 (5)</u>	(新設)
<u>内</u>	
	各 単 位
<u>(す)</u>	
<u>スマトリプタン錠50mg「アスペン」</u>	50mg 1 錠
<u>(世)</u>	23000 2 200
	100mg 1 g
<u> </u>	75mg 1 錠
	100mg 1 錠
(lt)	
A)	50% 1 g
<u>バラシクロビル顆粒50%「アスペン」</u> <u></u>	500mg 1 錠
<u>◎ パワンケロビル錠300mg「アスペン」</u> <u> </u>	10mg 1 錠
<u> (ふ)</u>	IUIIIg I 政
<u> </u>	20mg 1 錠
<u>(ほ)</u>	ZOIIIS I WE
	25mg 1 錠
<u>ベクケード製EZSIIIg 「民田ケ/へ」</u> 	ZOIIIS I WE
	20mg 1 錠
注射薬	ZOING I WE
<u> </u>	各 <u>単位</u>
<u> (お)</u>	
	${\tt g1mL1\stackrel{ ext{fe}}{=}}$
	$rac{ ext{g1mL1B}}{ ext{g1mL}}$
<u>メクトレスクト及「独100μg・3 C IV」</u>	8 - 112 - 1
	$_{ m lg}$ 15mL 1 瓶
	ng45mL 1 瓶
<u>(て)</u>	TO A THE A TIPE
	4 μg 1 管
<u></u>	
	$oxed{eta}$ $oxed{eta}$
<u>(\$)</u>	
	%50mL 1 袋
<u> </u>	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	各 <u>単 位</u>
<u> </u>	1

デスモプレシン・スプレー2.5協和